

第58号議案

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年9月2日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

朝日ヶ丘公園の駐車場を廃止するとともに、東浜公園及び西浜公園の庭球場の供用開始時間を変更するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例

芦屋市都市公園条例（昭和40年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2 有料公園施設の表朝日ヶ丘公園の項中「及び駐車場」を削る。

別表第3 供用日時の表朝日ヶ丘公園駐車場の項を削り、同表東浜公園、西浜公園の項中「午前7時」を「午前9時」に改める。

別表第4 3 有料公園施設を利用する場合の表朝日ヶ丘公園駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、別表第3 供用日時の表の改正規定（東浜公園、西浜公園の項の改正部分に限る。）は、平成27年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市都市公園条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

朝日ヶ丘公園の駐車場を廃止するとともに、東浜公園及び西浜公園の庭球場の供用開始時間を変更するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 朝日ヶ丘公園の駐車場を廃止する。(別表第2から別表第4まで関係)
- (2) 東浜公園及び西浜公園の庭球場の4月から9月までにおける供用開始時間を午前9時(現行は午前7時)からとする。(別表第3関係)

3 施行期日

平成26年10月1日。ただし、東浜公園及び西浜公園の庭球場に係る部分については、平成27年4月1日